

議 事 録 抄 本

令和 7 年 5 月

福崎町農業委員会

令和7年5月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 5月20日(火) 15:00～

場 所 : 役場2階 大会議室

【出席者】・・・15名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	-	-
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	-
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 山下事務局長、薮内課長補佐、和田

【欠席者】 9番 柳田伸一郎、10番 尾崎 肇、15番 岡 幸司

【遅刻者】 13番 大野 通利

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
2番 高岡 俊一	14番 後藤 芳樹

【署名人】

5番 古田 基晴	6番 田中 初美
----------	----------

<案件>

議案第7号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 1件

議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 2件

議案第9号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可) 2件

議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見に

ついて

5 件

報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について

1 件

報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

4 件

(議 長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 5 月定例会を開催します。

本日、柳田委員、尾崎委員及び岡推進委員より欠席の連絡があり、大野推進委員は遅れるとの連絡がありました。農業委員定数 12 人中 10 人出席しており、農業委員会等に関する法律第 27 条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一 同) < 異議なし >

(議 長) 異議なしということで、

5 番 古田 基晴	6 番 田中 初美
-----------	-----------

委員をお願いします。議案第 7 号から議案第 10 号に至る 4 議案、報告事項 2 件について審議願います。

それでは、はじめに議案第 7 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 7 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明)

(事 務 局) 3 番 : 資料 1 ページをご覧ください。願出地は、鍛冶屋公民館から西約 400 m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、平成 7 年頃から宅地になっており、既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第7号 3番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(高岡委員) 3番：現地では、平成7年に倉庫が経ち、L字型で宅地となっていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第7号 3番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第7号 3番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第7号 3番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成9：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第7号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 1件について、原案の通り証明することといたします。

(議 長) 次に議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

(事務局) 5番：資料2ページをご覧ください。申請地は、西治公民館から北西約200mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。
この申請は、贈与による所有権移転です。譲渡人の[]は遠方に住んでおり、親戚関係である譲受人の[]に自宅の隣接地ということもあり管理を頼んでおりました。申請地で譲受人の[]は野菜を栽培されております。取得後は引き続き野菜の栽培を行う予定です。周辺は、集団化して

いないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第8号 5番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(高岡委員) 5番：現地では、野菜・果樹が作られ管理されていることを確認しました。現地調査班では、問題なしと判断しています。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第8号 5番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。

議案第8号 5番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第8号 5番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成9：反対0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 5番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第8号 6番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 6番：資料3・4ページをご覧ください。申請地は、西治公民館から■■■■が西約400m、■■■■が北西約350mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、贈与による所有権移転です。譲受人の■■■■は現在は遠方にお住まいですが、週3日ほど福崎町にいられています。また、3年～4年を目途に福崎町へ移住される予定です。譲渡人の■■■■は高齢で農業ができず、遠方にお住まいのため村へ相談し、所有権移転の話がまとまり、今回の申請が出てきております。取得後は野菜・果樹を栽培する予定です。周辺は、

集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第8号 6番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(高岡委員) 6番：現地では、[]は木や竹の伐採がされており精力的に整備をしていることを確認しました。[]は管理され、野菜・果樹の栽培を行える状態にあることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第8号 6番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第8号 6番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第8号 6番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成9：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 6番について、原案の内容で許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第9号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第9号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

(事務局) 2番：資料5・6ページをご覧ください。申請地は、西大貫公民館から南東約150mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は売買により露天駐車場及び露天資材置場へ転用するものです。

は福崎町の土木工事業で、機材・従業員の増加に伴い今回、露天駐車場及び露天資材置場へ転用するための申請が出てきております。また、既に倉庫が建っているため始末書付で申請が出てきております。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。
以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第9号 2番について、現地調査済ですので報告願います。

(高岡委員) 2番：現地では、倉庫が建っていますが、畑部分については管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

<15:18 大野推進委員入室>

(議長) 議案第9号 2番について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 建物が建っている土地の地目は田か畑になっているんですか。

(事務局) 申請地の地目が田になるので、その上に建物が建っています。

(山口委員) 平屋建て車庫というのは隣接する宅地に建っているんですか。

(事務局) 事業計画図を見ていただくと宅地に建っています。

(山口委員) 6ページの事業計画図を見ると平屋建て車庫の出入口すぐに境界の線が記されているが車は出入できるんですか。写真で記されている境界の線と異なっていますが、どちらが本当ですか。

(事務局) 6ページの写真と事業計画図で地籍図と一致しているのは事業計画図になります。申し訳ございません。山口委員のおっしゃるとおり、平屋建て車庫の出入口に境界の線が存在すると思われます。申請地と隣接する宅地は元々、同一所有者であったため問題が無かったのですが、今回所有権移転を行うにあたり車庫への通路として使用することについてに承諾を得ているかどうかについては代理人へ確認いたします。

(埴岡推進委員) 写真の線は間違えているということですか。

(事務局) はい、申し訳ございませんでした。

(議長) 事務局からの説明では6ページの事業計画図が地籍図と一致している。ま

と協定が結ばれております。転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第9号 3番について、現地調査済ですので報告願います。

(高岡委員) 3番：現地では、田として管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第9号 3番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第9号 3番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第9号 3番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成9：反対0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第9号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 3番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

(事務局) 資料9・10ページをご覧ください。事前に議案書を配布させていただいておりますので、朗読は割愛させていただきます。今回、農地中間管理機構を通して利用権を移転するために、農業委員会からの意見が求められています。移転分が5筆、面積合計5,550㎡です。
以上です。

(議 長) 議案第 10 号について質疑・意見はありませんか。

<なし>

(議 長) 議案第 10 号について、意見はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、採決に移ります。
議案第 10 号について、「特段の意見なし」と回答することに賛成の方は挙
手願います。

<全員挙手> [賛成 9 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので議案第 10 号 農地中間管理事業の推進に関す
る法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、「特段の意
見なし」と回答することといたします。

(議 長) 続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

(事 務 局) 報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について

資料 11 ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が 1 件出たこ
とを報告します。

報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書について

資料 12 ページをお開きください。都市計画法第 29 条による『都市計画法
施行規則第 60 条証明』のための営農証明を 1 件、その他申出に基づく証明、
農地基本台帳原本証明を 1 件、耕作面積証明書を 2 件、計 4 件を発行したこ
とを報告します。
以上です。

(議 長) 報告事項について、質疑はありませんか。

<なし>

<15:33 終了>

○次回農業委員会開催日・・・6 月 20 日 (金) 15:00～

場所：役場 2 階 大会議室

署 名 人	
署 名 人	